

四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第39号

四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

四日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 728 400 763">附 則</p> <p data-bbox="209 786 347 822">1 (略)</p> <p data-bbox="209 844 807 1986">2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p data-bbox="935 728 1035 763">附 則</p> <p data-bbox="844 786 983 822">1 (略)</p> <p data-bbox="844 844 1442 2045">2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とす</p>

3 (略)

る。
3 (略)

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)